

職業能力開發經費

※ 事業を円滑に運営するための、創業者及び創業・雇入支援対象労働者に対する資格取得に要した経費、講習・研修会等の受講経費、外部講師委託費及びセミナールーム賃借料のうち、法人等設立から6ヶ月以内に資格取得、講習・研修等が修了しているもののみが対象となります。

ただし、創業者又は創業・雇入支援対象労働者が教育訓練給付の支給を受けた場合の当該教育訓練等に係る経費、趣味・教養的な講習等の受講に係る経費及び講習・研修会等の受講のために要した交通費・宿泊費は対象となりません。

※ 原則として、法人等設立日から起算して6ヶ月以内に支払った経費が助成対象経費となります。